保険法〈B12A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	2
科目試験出題者	野村 修也
文責 (課題設題者)	野村 修也
教科書	指定 山下 友信・竹濱 修 他『保険法』[第 4 版] 以降(有斐閣)

*2021年度より教科書変更

《授業の目的・到達目標》

保険契約に関する基本的な制度を理解する。特に、利得禁止の観点から設けられた損害保険契約に特有な制度を正しく学ぶことが目標となる。また、生命保険では、保険金殺人の防止や、相続と保険の関係などについての理解を深める。

《授業の概要》

一般に、保険法は、保険事業に対する公的な規制を目的とする「保険監督法」と、保険契約者と保険者 (保険会社)との間の契約関係を規整する「保険契約法」とに大別される。

今日、私たちの生活にとって、保険制度は欠くことのできないものとなっているが、保険制度は極めて 技術的であるため、その仕組みを理解することは難しい。

保険事故が起これば、払い込まれた保険料をはるかに上回る多額の保険金が一度に支払われることになるため、故意に事故を招いて(時には殺人を犯してまで)、保険金を詐取しようとする事件が多発している。そこで、この科目では、損害保険契約と生命保険契約の基本的構造を学んだ上で、こうしたモラル・リスクを回避するために、法はどのような手立てを講じているのかを検討する。

また、近時は、保険金不払問題等を受けて、保険契約における消費者保護のあり方も重要な課題となっている。こうした消費者保護の観点が、保険法にどのように反映されているかについても検討する。

《学習指導》

金融ビッグバン以降、保険業に対する法規整も大きく変貌を遂げた。1995(平成7)年には保険業法が大改正され、また、1998(平成10)年の金融システム改革法でも一層の規制緩和が行われた。その結果、私たちの日常生活においても、外資系損保会社によるリスク細分型自動車の通信販売や、損害保険会社と生命保険会社の提携など、新たな時代の到来を実感させる出来事が次々と生まれた。しかし、その一方で、商品の複雑化は不適正募集や保険金不払問題などを引き起こしたことから、保険募集のルールの厳格化が求められ、2014(平成26)年には保険業法改正が行われ、2016(平成28年)に施行された。さらに、保険契約に関する規整についても時代に合ったルールに変更する必要性が高まったことから、2008(平成20)年には新しく「保険法」が制定され、2009(平成21)年4月に施行された。学習する際には、これらの新しい法律で、どこが、なぜ改正されたのかを確認するよう心がけて欲しい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

保険法 〈B12A〉【新版・旧版共通】

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題

傷害保険契約において他保険契約が著しく重複している場合、保険者は重大事由に当たるとして解除 (保険法 86 条) することができるか。

第2課題

損害保険契約における次の3つの場合の法律関係について説明しなさい。

- ① 契約の締結時に保険金額が保険価額を上回っていた場合。
- ② 契約の締結時には保険金額と保険価額が一致していたが、その後に保険価額が著しく減少したため、保険事故発生前に保険金額が保険価額を上回る状態になった場合。
- ③ 契約の締結時には保険金額と保険価額が一致していたが、保険価額が通常予想される範囲内で減少したため、保険事故発生時に保険金額が保険価額を上回っていた場合。

〈推薦図書〉

萩本 修『これ一冊でわかる!新しい保険法』(2008年)金融財政事情研究会潘 阿憲『保険法概説』〔第2版〕(2018年)中央経済社落合 誠一・山下 典孝『新しい保険法の理論と実務』(2008年)経済法令研究会